

譲渡性預金

(2026年4月1日現在適用中)

1. 商品名	譲渡性預金
2. 対象となる方	制限ありません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期日指定方式（銀行休業日を指定することはできません。） 1日以上2年以内 ・自動継続扱いはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利息情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入ごとに個別に決定します。 ・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間6ヶ月未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間6ヶ月以上のものは、選択により預入日の3ヶ月・6ヶ月・1年ごとの応答日以後に中間利払いを受けることができます。ただし、満期日が預入日の2年後の応答日に設定される場合は、中間利払いが必須となります。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨） ・満期日以後、利息は付きません。 ・個人のお客さま・・・20.315%の分離課税※ 法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） ※2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。 ・窓口にお問い合わせください。
7. 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡することができます。ただし、元利金の一部のみを譲渡することはできません。 ・譲渡する場合は、当行所定の手続きによる譲渡通知が必要です。 ・当行が買取りすることはできません。 ・譲渡する際、市場金利の変動等により投資元本を割り込む場合があります。
8. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象外です。 ・満期日前解約（中途解約）はできません。 ・証書方式のみのお取扱いとなります。
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>